（総務省設置法の一部改正）

第二十二条　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表平成三十二年三月三十一日の項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同表平成三十三年三月三十一日の項を削り、同表平成三十四年三月三十一日の項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同表平成三十五年三月三十一日の項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同表平成三十六年三月三十一日の項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同表平成三十七年三月三十一日の項中「平成三十七年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項の次に次のように加える。

令和十三年三月三十一日	過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の持続的発展に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附則第四条第三項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

（農林水産省設置法の一部改正）

第二十三条　農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表平成三十三年三月三十一日の項を削り、同表平成三十四年三月三十一日の項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同表平成三十五年三月三十一日の項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同表平成三十六年三月三十一日の項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同表平成三十七年三月三十一日の項中「平成三十七年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同表に次のように加える。

令和十三年三月三十一日	過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の持続的発展に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（国土交通省設置法の一部改正）

第二十四条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表平成三十三年三月三十一日の項を削り、同表平成三十四年三月三十一日の項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同表平成三十五年三月三十一日の項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同表平成三十六年三月三十一日の項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同表平成三十七年三月三十一日の項中「平成三十七年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同表に次のように加える。

令和十三年三月三十一日	過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の持続的発展に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附則第四条中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第五条の表平成三十四年三月三十一日の項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同表平成三十五年三月三十一日の項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同表平成三十七年三月三十一日の項中「平成三十七年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条とする。

附則第九条第一項の表平成三十四年三月三十一日の項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同表平成三十五年三月三十一日の項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同表平成三十七年三月三十一日の項中「平成三十七年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

別表（第十二条関係）

事業の区分	国の負担割合
教育施設	
義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第二条に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校又は義務教育学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となり、又は必要となった公立の小学校、中学校又は義務教育学校の校舎又は屋内運動場の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）	十分の五・五
児童福祉施設	
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち保育所又は幼保連携型認定こども園の設備の新設、修理、改造、拡張又は整備	二分の一から十分の五・五（国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所又は幼保連携型認定こども園に係るものにあっては、三分の二）まで
消防施設	
消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）第三条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置	十分の五・五

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎